

◆◆◆就学援助制度における入学前支給のお知らせ◆◆◆

瀬戸内市では、経済的な理由により就学が困難なご家庭に対し、学校での生活に必要な費用の一部を援助しています。

例年、年度初めの4月から5月までに申請していただき、認定された場合は、各学期末に援助費を支給しています。(申請期間以降も1月末まで随時受付を行っています。)

支給項目には、「学用品費」「校外活動費」「新入学児童生徒学用品費」「修学旅行費」「学校給食費」などがありますが、翌年度入学予定者に対し、「新入学児童生徒学用品費」に限り、入学前の3月に受給できますので、希望される方は、次により申請手続きを行ってください。

※入学前支給を申請されない場合でも、令和4年度就学援助を5月末日までに申請し、認定となった場合は、入学後に同額が他の支給項目と合せて支給されます。

※入学前支給を受けられた方も、令和4年度に就学援助の他の支給項目について受給を希望される場合は、改めて申請していただく必要があります。

※私立の小学校・中学校へ入学される場合や、瀬戸内市外へ転出される場合は対象となりません。支給した金額を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

1 援助の対象となる方

- (1) 生活保護が停止または廃止になっている方
- (2) 市民税が減免又は非課税になっている方
- (3) 国民年金の掛金が免除されている方
- (4) 国民健康保険料の減免を受けている方
- (5) 児童扶養手当を受けている方
- (6) 前年の世帯全員の総所得が認定基準額以下の方

令和4年度に小学校1年生・中学校1年生になる児童生徒が対象
ただし、私立の小学校・中学校へ入学される場合や瀬戸内市外へ転出される場合は対象となりません

2 申請方法

令和4年1月より受付を開始します。

- (1) 申請期限 令和4年2月1日(火)までに必着
- (2) 申請書類・・・教育委員会総務学務課にあります。

- | | | |
|--|---|--|
| ア 就学援助申請書(1世帯につき1枚)
イ 委任状(所得・課税証明取得用)
ウ 世帯の状況と添付書類 | } | 12月以降には各保育園・幼稚園・小学校に設置します。また、市ホームページからもダウンロードできます。 |
|--|---|--|

世帯の状況		添付書類等
児童扶養手当の支給を受けている		① 児童扶養手当証書の写し(②・③・④は不要)
経済的な理由で学校への支払が難しい	令和3年1月1日時点で瀬戸内市に住所がなかった	② 令和2年分の世帯の所得課税証明書、源泉徴収票の写し、確定申告書の写しなど、令和元年中の所得が分かる書類
	令和3年1月1日時点で瀬戸内市に住所があった	③ 委任状 ※ 令和2年中の所得確認のため、委任状をご提出いただき、教育委員会で家族の状況などの調査をさせていただきます。
賃貸住宅に居住している(アパート等)		④ 家賃が分かる書類(領収書や契約書の写し)

裏面もご覧ください

(3) 提出先 教育委員会総務学務課 (牛窓支所 1 階東側)

受付時間 8 : 30 ~ 17 : 15 (土・日及び祝日を除く)

3 審査結果及び支給方法

令和 4 年 2 月下旬に、教育委員会から郵送により通知します。

認定となった場合には、令和 4 年 3 月上旬に申請書に記入された口座へ振り込みます。

4 援助の内容

費 目	小 学 校	中 学 校
学用品費	(1年生) 年額 11,630 円 (2年生以上) 年額 13,900 円	(1年生) 年額 22,730 円 (2年生以上) 年額 25,000 円
校外活動費 (宿泊なし)	(実施学年) 実費 (限度額 1,600 円)	(実施学年) 実費 (限度額 2,310 円)
校外活動費 (宿泊あり)	(実施学年) 実費 (限度額 3,690 円)	(実施学年) 実費 (限度額 6,210 円)
新入学児童生徒 学用品費	(1年生) (限度額 51,060 円)	(1年生) (限度額 60,000 円)
修学旅行費	(6年生修学旅行参加者) 実費 (限度額 22,690 円)	(3年生修学旅行参加者) 実費 (限度額 60,910 円)
体育実技用具費	—	柔道実費 (限度額 7,650 円)
学校給食費	(全学年) 実費 (1食当たり9割支給)	(全学年) 実費 (1食当たり9割支給)

※ 記載されている金額は令和 3 年度の補助限度額であり、今後変更する場合があります。

<目安となる認定基準額>

世帯人数	世帯構成 (例)	住 宅	認定基準額
2 人	父または母 (40~59 歳), 子 (12~19 歳)	持家	約 204 万円
	父または母 (20~40 歳), 子 (6~11 歳) 家賃 (月額 4 万円)	賃貸	約 248 万円
3 人	父または母 (40~59 歳), 子 (6~11 歳), 子 (3~5 歳)	持家	約 229 万円
	父・母 (20~40 歳), 子 (6~11 歳) 家賃 (月額 4 万円)	賃貸	約 275 万円
4 人	父または母 (20~40 歳), 子 (12~19 歳), 子 (6~11 歳) 2 人	持家	約 324 万円
	父・母 (41~59 歳), 子 (6~11 歳), 子 (3~5 歳) 家賃 (月額 4 万円)	賃貸	約 297 万円
5 人	父・母 (41~59 歳), 子 (12~19 歳) 2 人, 子 (6~11 歳)	持家	約 330 万円
	父・母 (20~40 歳), 子 (12~19 歳), 子 (6~11 歳), 子 (3~5 歳) 家賃 (月額 4 万円)	賃貸	約 359 万円

※この認定基準額は、世帯全員の総所得額であり、収入額ではありません。

◆お問い合わせ先 瀬戸内市教育委員会 総務学務課 TEL 0869-34-5640